

多岐にわたるトラブルの解決策と予防策を  
まるごとアドバイスする、まさに貴社の顧問弁護士!!

# Q&A

あなたの疑問をズバリ解決!  
「こんなときどうする?」シリーズ

こんなときどうする

# 会社の法務

## Q&A

### 本書の特色

- 企業活動における商取引活動のトラブルを事前に回避するための戦略法務のポイントをわかりやすくアドバイスしています。
- 会社法務に携わる部門の文書管理・登記関係等の基本問題から、不動産の取引・賃貸、民事介入暴力、交通事故、近隣対策、株主総会、内部統制、セクシャルハラスメント等までのトラブル解決と予防のためのアドバイスを加えています。
- 会社の法務を取り扱う方々を対象にしたQ&A方式で、専門家以外の方にもわかりやすくまとめています。

#### 会社実務研究会・ 法務グループ

会社実務研究会は、豊富な経験と実績をもった弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士等の専門家やコンサルタントがメンバーとなって会社の経営を網羅的に、かつ総合的にサポートする研究会です。本書は、この研究会の中の「法務グループ」により執筆・編集しております。

#### 法務グループメンバー

##### ■編集委員

秋葉 信幸 (弁護士)  
今西 一男 (弁護士)  
上田 栄治 (弁護士)  
大村 健 (弁護士)  
岡田 尚人 (弁護士)  
岡田 暢雄 (弁護士)  
川島 英明 (弁護士)  
窪田英一郎 (弁護士)  
佐々木 奏 (弁護士)  
谷田 哲哉 (弁護士)  
成田 康彦 (弁護士)  
早川 篤志 (弁護士)  
松林 司 (弁護士)  
山本 正 (弁護士)



会社実務研究会法務グループ 編集  
B5判・加除式・全2巻  
定価 本体15,000円+税



# 「加除式」だからできる

担当者なら知っておきたい

最新内容も満載!

## 会社法人、金融商品取引法対応!

機関設計から株主総会の運営、内部統制システムの構築等、「何をすべきか」に答えます。

⇒第5編 会社の組織・運営

## 初めて総務の仕事をする人にも安心!

複雑多岐に渡る総務の業務についても、押さえるべきポイントを簡潔に解決。社内業務から専門科への相談方法も解説しています。

⇒第1編 総務の基礎知識

## コンプライアンス体制の確立に!

企業活動にまつわる様々な法律問題にも、改正の都度的確な情報をお届け。重要法令の改正時には別冊の冊子で迅速に対応します。

# 内容構成 (抜粋)

## 第1編 総務の基礎知識

- I 内容証明郵便
- II 公正証書
  - 公正証書を作成するには
  - 確定日付とは
- III 供託
  - 地代・家賃の供託
- IV 印鑑
  - 実印と印鑑証明書を取得するには
  - 取引文書において印鑑はいかなる効用をもつか
- V 文書の管理
  - 会社の帳簿や書類はいつまで保管しておくべきか
- VI 登記簿謄本・評価証明
  - 不動産登記簿謄本から、担保の設定状況を知りたい
  - 不動産登記簿謄本に「仮登記」「仮差押」「予告登記」の記載があるが、どういう意味か
- VII 戸籍謄本・住民票
  - 相続人の範囲の確認方法は、また、改製原戸籍とは何か
  - 取引において戸籍謄本の提出を求めたほうがよい場合とは
- VIII 裁判所
  - 裁判所から債権差押通知と「第三債務者の陳述書」用紙が届いたら
  - 裁判所から、取引先の破産宣告書と債権届出書用紙が届いたら
  - 訴状の記載方法
  - 答弁書の記載方法
- IX 社外の専門家
  - 土地取引や建物新築により登記を頼みたい
  - 特許や商標のことで相談したい
  - 税理士・公認会計士の扱う業務と費用
  - 社会保険関係の事務を頼みたい
  - 法律紛争の相談窓口
- X 政治献金等
- XI 個人情報保護法への対応
  - 保有個人データの開示を求められた時の対処方法

## 第2編 会社の取引

- I 信用調査
  - 取引に当たり相手方の信用調査はどうする
- II 契約の締結
  - 契約は必ず書面にしなければいけないか
  - 「念書」「覚書」「契約書」などはそれぞれどこが異なるのか
  - 契約書には誰が署名・押印するのか
- III 代理と委任状
  - 白紙委任状を出してほしいと言われたが
- IV 契約書の作成記載要領
  - 契約書は何通作成し、割印・契印・捺印は必要なのか
  - 契約書には実印を使用しなければならないのか

## 第3編 債権の管理・回収

# 日頃直面する問題や疑問の生じやすい

## V 契約の効力

- 書面に記載しておくとそのすべが効力を有することになるのか
- 第三者に権利を取得させるような契約はできるのか
- 契約の解除とは何か、その方法は
- 相手方の所在不明のとき解除はどうするのか

## VI 売買契約

- 購入した機械に思わぬ欠陥があった場合には
- 代金の支払時期・支払場所を決めなかったとき
- 相手の代金の支払が遅れているが、利息を要求できるのか
- 動産売買契約の内容と注意点は
- 継続的商品取引契約の内容と注意点は
- 担保権をついた不動産の売買
- 会員権付マンションの売買契約における留意点

## VII 消費貸借契約

- 消費貸借契約はどのようなものか
- 返還時期を定めなかったときの返還請求は
- 金銭消費貸借契約の内容と注意点は

## VIII 質貸借契約

- 質貸借契約とは、使用貸借契約との違いは
- 借家権の譲渡をしたいが

## IX 請負契約

- 請負契約の注意点は
- 請負人は自由に下請に出してよいか
- 建築工事中に倒産した場合は

## X その他の契約

- 割賦販売の契約解除とは
- クレジットで購入後の問題は
- クーリング・オフ制度とは
- リースと中途解約について

## XI 海外との取引

- 外国の会社と取引をする場合の注意点は (国内取引との相違点)
- 外国会社との間で紛争が起きた場合には

## 第3編 債権の管理・回収

## I 債権の管理

- 取引先の資力・経営状況を知るには
- 債権回収のために必要な資料は
- 債権を時効消滅させないための手段は
- 債権保全・回収を確実にする方法は
- 仮差押え・仮処分はどんなときに使うのか
- 回収見込みのない債権の処理は
- 通常金銭消費貸借契約書と金銭消費貸借契約公正証書の違いは

## II 担保・保証

- 保証と連帯保証との違いは
- 取引先の経営者の個人保証をとる方法は
- 抵当権の実行はどのようにするのか
- 仮登記担保を抵当権と併用する実益は
- ゴルフ会員権を担保にとる際の留意点

## III 債権の回収

- 支払の催促の効果的な方法は
- 取引先が財産を移そうとしているとき
- 債権譲渡・代理受領による債権回収とは
- 仮登記担保を実行するときの注意点は
- 売掛先に債権があるときの回収方法は
- 取引先の保証人からの債権回収は
- 強制執行の申立ての方法は
- 取引先が破産宣告を受けたときの債権回収は
- 債権者からの破産申立ての方法は

## IV 裁判手続

- 支払命令の申立てはどのように
- 債権回収のための訴訟を提起するには
- 通常訴訟と手形・小切手訴訟との違いは
- 起訴前の和解 (即決和解) の申立ては

## 第4編 約束手形・小切手

## I 手形・小切手による決済手段

- 手形・小切手を受け取った場合の注意点は
- 手形・小切手の呈示期間内に呈示し忘れたらどうなるか
- 先日付小切手の呈示の時期と方法は
- 融通手形の危険性とは
- 満期前に約束手形を現金化する

## II 手形の裏書

- 手形の裏書譲渡する方法は
- 手形の裏書人に対する責任追及の方法は
- 手形・小切手の裏書を禁止するためには

## III 手形・小切手の不渡り

- 手形・小切手の不渡りと銀行取引停止処分

- 不渡り処分を受けない特別な場合とは

## IV 手形・小切手の時効

- 手形・小切手はいつ時効にかかるのか
- 白地手形・白地小切手はいつ時効となるのか

## V 手形・小切手の喪失・偽造その他

- 手形・小切手を盗難・紛失したときの処置は
- 実在しない会社が振り出した手形の効力は、その場合の裏書人の責任は

## VI 会社と手形

- 経理担当者が勝手に振り出した手形の効力は
- 取締役会の承認を受けないで取締役が振り出した手形の効力は

## VII 手形保証

- 手形保証の方法と民事保証の違いは

## VIII 手形訴訟

- 手形訴訟を起こすにはどうすればよいのか

## IX その他の決済手段

- 電子商取引における電子決済の役割とは

## 第5編 会社の組織・運営

## I 会社の組織、機関設計

- 株式会社と有限会社の統合等の会社類型の見直し
- 子会社、親会社の概念、大会社の定義
- 取締役会非設置会社の機関設計
- 特例有限会社から通常の株式会社への移行

## II 設立

- 会社の設立と不動産・株式などの現物出資

## III 株式

- 会社法の定める「種類株式」
- 自己株式の取得 (総論)
- 自己株式と譲渡制限株式 (株主) の相続等
- 株主に対する利益供与の規定と取締役の責任は

## IV 株主総会

- 非公開会社における株主総会の招集手続について
- 非公開会社の株主総会招集通知
- 取締役会非設置会社における株主総会の招集手続・運営
- 取締役・監査役の解任決議要件と株主総会決議の省略

## ○株主総会議事録の作成

## V 取締役の職務と責任

## (取締役会) - 内部統制システムの構築 -

- 取締役の資格・員数・任期は
- 取締役の選解任手続・仕事・責任
- 内部統制システムを定める必要は

## VI 会計参与

- 会計参与制度と設置可能な会社の範囲

## VII 監査役

- 監査役についてはどのような見直しが行われたのか
- 会計監査人の欠格事由
- 会計監査人の報酬等の決定
- 監査役の仕事と責任
- 親会社監査役による子会社監査
- 監査役の監査範囲の限定

## VIII 計算書類等

- 会計帳簿の閲覧請求手続は

- 利益配当の手続は

## IX 組織再編

- 簡易組織再編の要件
- 略式組織再編とは

## X 異なる種類の会社間の組織再編

- 株式会社が持分会社へ組織変更する手続
- 製造部門の事業譲渡
- 株式会社を存続会社とする株式会社間の合併 (吸収合併)
- 株式交換手続の概要は
- 種類株式発行会社でない株式会社の株式移転手続

## XI 持分会社等

- 合同会社

## 第6編 不動産の基礎知識

## I 不動産の管理

- 不動産の登記をしていないとどうなるか
- 仮登記の効力
- 不動産が時効取得される場合とは
- 共有名義の土地を分割したいが、その方法は

## II 不動産売買

- 土地の売買に必要な権利証について
- 担保に入っている土地・建物を売れるか
- 購入した不動産に気づかない欠陥があった場合には



# 事柄について300超の設問とワンポイントでズバリ解説!

## III 賃貸借

- (土地)
- 最初の契約期間が過ぎた場合、借地権はどうなるか
- 建物が倒壊したとき、建物を再築することができるか
- 借地の場合、地主が土地を第三者へ売却すると借地権はどうなるか
- 借地上の建物を建て替えたいが
- 権利金・更新料とは何か、必ず支払わねばならないのか
- 借地権を譲渡したいのだが、どうすればよいか(定期借地権)
- 50年後に必ず土地を返してもらうような契約はできるのか
- 建物譲渡特約付借地権とは
- 事業用借地権とは(建物)
- 建物の維持・修繕に要する費用の負担は
- 契約期間を2年間と定めたが、期間経過後も住み続けられるか
- 転勤中のみ、借家の契約をしたいのだが

## 第7編 人事労務

### I 採用

- 「男性に限る」という募集は
- 試用期間中に解雇したいのだが
- 派遣社員とのトラブル

### II 就業規則

- 就業規則の作成を必要とする企業は
- 就業規則の不利益変更は許されるか

### III 賃金

- 未成年従業員に賃金管理を行いたい
- 従業員の不正行為と賃金との相殺
- 労働基準法の改正と賃下げ
- 退職者の賃金カット

### IV 労働時間

- 変形労働時間制を採用したいのだが
- 年少者の労働時間と休日

### V 休日・休暇関係

- 休日・休暇に対する法律の規制
- 休日労働と振替休日、賃金
- 有給休暇の申請と使用者の時季変更権
- パート労働者と年休

### VI 解雇等

- 解雇に対する法的制限
- 普通解雇と懲戒解雇の違い
- 解雇以外の懲戒処分

### VII 労災関係

- 従業員の安全に対する使用者の責任は
- 労災事故と労災保険手続

### VIII 配置転換・転籍・出向

- 配置転換とその限界
- IX 退職
- 女性だけ退職年齢が低いことは許されるか
- 退職を勧めることはどの程度許されるか
- 中小企業退職金共済制度について

### X 女性労働

- 妊婦についての特別な配慮は
- 育児休暇・育児時間についての配慮は
- 職場でのセクシャル・ハラスメントへの対応は
- セクシュアル・ハラスメント防止の方法は

### XI 外国人労働者

- 不法就労の外国人を雇用了した使用者の責任は
- 外国人労働者が労災事故にあったら
- 不法就労者を解雇したいのだが

### XII 福利厚生

- 社宅の法律関係
- 寮の管理とプライバシーの保護
- 会社が契約した従業員の生命保険金は誰のものか

## 第8編 社員の不祥事

### I 社員の私的行為

- 既婚の男性社員が、不倫の清算で悩み
- 社員の不祥事と会社の「使用者責任」

### II 会社に対する背信行為

- 社員が回収した売掛金を株投資に流用

### III 会社内のトラブル

- 従業員の大量移籍の勧誘

### IV 社員の過失と会社の賠償責任

- 従業員の失火により類焼した隣家からの賠償請求
- 賄賂を送った
- 従業員のミスで商品が盗難
- 社員の過失行為に対する請求
- 自社製品販売のための行き過ぎた勧誘

## 第9編 予期せぬトラブル

### I 取引先・競争相手とのトラブル

- 類似商号を使用され、売上げが激減してしまったが
- 競争相手が当社の製品を粗悪品と言って、取引先を横取りしようとしているが
- 機密事項が競争相手に渡ったときに、打つべき手立ては
- インターネットのホームページに出版物の内容が転載された場合
- ブランド名の使用差止め請求
- II 民衆・暴力団とのトラブル
- 同じビルに暴力団の事務所ができた
- 交通事故の被害者の代理人として、暴力団員が交渉を求めてきたら

### III 近隣とのトラブル

- 工場の騒音、臭いの苦情を受けたら
- 社有地の境にしゃかりした堀を作りたいが

### IV 交通事故の扱い

- 交通事故での治療に健康保険を使うことはできるか
- 社員が交通事故を起こし逮捕され、商談に支障を起こそう
- 社員が起こした交通事故の示談交渉は誰が行うのか
- 社員が死傷した自動車が強制的に加入していないか
- 盗まれた会社所有車両が事故を起こしてしまったが
- 通勤途中で社員が交通事故を起こしたら、会社は責任を負うか

### V 製造物責任

- 製造物責任を負うのは誰
- 欠陥とは

### VI 会社経営の危機・整理等

- 高利の商工ローン対策にはどのような方法があるのか

## 第10編 会社の再建・整理

### I 会社危機に対しての法的選択

### II 民事再生手続

- 民事再生手続の特色

### III 清算・特別清算

- 清算手続

### IV 破産

- 会社の破産手続

## 内容見本 (縮小)

### Point 1

可能なかぎり実際の場面を想定した設問を網羅しています。

◆会社が契約した従業員の生命保険金は誰のものか

Q 当社は、社員30名の小さな冷凍食品の卸業者。最近、30才の社員が休日に自転車から転倒して死亡しました。当社は従業員を被保険者とした生命保険に加入しており、その保険金2000万円が支払われました。遺族は、「支払われた保険金は自分たちのものだから返せ」と言っているのですが、どうしたのでしょうか。なお、就業規則ではこのような場合に「形勢金を支払う」とだけ記載されています。

A 判決は分れていますが保険金の内、社会連金に相当な金額を遺族に支払う必要があると思います。

### Point 2

簡潔にかつわかりやすく即答しています。

### 解説

I 生命保険金は誰に帰属するか  
会社が従業員を被保険者として締結する生命保険は、会社が保険料を負担する「団体定期保険 A グループ保険」と、従業員が負担する「B グループ保険」があります。

Point 3 [解答(A)]に至る経緯や詳細な内容が具体的に理解できるようにやさしく記述しています。

### Point 4

当事者のみならず相手方等の処理についても解説しています。

2 会社が保険契約を締結する理由  
会社が従業員の死亡に対して保険をかけることができるのは、従業員が死亡することにより、代替要員の確保や教育・訓練などの費用、あるいは退職金や申慰金などの出費が必要となり、会社も思わぬ損害を被ることから「保険に入る利益」が認められています。また、支払う保険料は税務上経費として処理することができます。

3 現実の紛争  
ご質問では具体的な事柄は不明ですが、休日ということから、労災の適用がありません。年金的にも退職金の金額は多くないと推測できます。遺族が会社に対して保険金の支払いを請求する根拠を考へると、  
① 社員が死亡することによって会社が得をし、遺族に十分な支給がなれないのはおかしい。  
② 会社は保険金を経費で落としており、実際には「保険金を支払った!」ことは損失にはなっていない。  
③ 交通事故により死亡した場合には、遺族に対して加害者の入っている保険から十分な補償がなされるのに、自転車転倒事故では、会社は従業員の生命に保険をかけていながら支払わない、というものになると思われます。

一方、社員の死亡事故により、会社としても得をしたわけではなく、仕方がない場合、今後にも募集、研修、現場教育など損害を被るわけですので、このための保険であり、また保険金は保険料の対価という主張にもなるとも考えられます。  
福利厚生を目的として、遺族を支払う必要が認められ、会社に支払うべきと認められる場合があります。

Point 5 トラブル等を未然に防ぐための予防(戦略)法務についてもできるだけ登録しています。

### Point 6

(解答(A))や(解説)の根拠となる法令等の条数・見出しと判例を明記しています。

◆第7編 人事労務  
4 その他の問題  
基本給は退職金などの金額算定の根拠ともなります。もし時短に依り基本給を下げる、その結果退職金まで減額されるのでしょうか。おそらくそのような変更は「合理性を欠く」ということになると思われますので、少なくとも既存の退職金部分については「従前の例による」等の手当が必要だと思います。

### ワンポイント

新型の「総合福祉団体定期保険」の特徴  
新型の「総合福祉団体定期保険」の特徴は次のとおりです。  
① 支払われる保険金の内、会社の分と遺族の分を区別する。  
保険内容は企業の形勢金・死亡退職金等の支払財源を保障する主契約部分、従業員の死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費等の諸費用を保障するヒューマン・ウェアリー部分、従業員が不慮の事故によって傷害を受けた場合に、休業補償金として支給される部分です。

Point 7 周辺問題や知って得するノウハウ・方法をアドバイスしています。

# 未永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

## 加除式書籍とは？

◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

=====ここが魅力=====

- 何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる！
- 追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる！
- 法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的！

## 商品を手にとって検討したい…

◆商品をお手にとって検討したいというお客様は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

## 購入後のメンテナンスは？

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

## 追録は購入しなければならないの？

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしています。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

## 申し込み方法は？ 支払いは？

- ◆お申し込み方法は以下からお選び下さい。
  - 下記**フリーダイヤル**にてお申し込み下さい。
  - 弊社**ホームページ**
    - ※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご利用いただけます。
  - 本カタログと併せてお届けした**申込書**にご記入の上、弊社宛にお申し込み下さい。
  - お客様の地域を担当する**弊社社員**にお申し込み下さい。
- ◆お申し込みをいただいた後、商品(台本)と請求書をお届けいたします。
- ◆お支払い方法(一括払い・分割払い等)やお支払いの時期については、同封の申込書に記載しています。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせ下さい。

## 商品に関するご照会・お申し込み・追録差し換えのご依頼は

TEL ☎ 0120-203-694  
FAX ☎ 0120-302-640

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用下さい。  
※フリーダイヤル(TEL)の受付時間は土・日・祝日を除く9:00~17:30です。  
※FAXは24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

## ホームページからのお申し込みは

第一法規

検索

<http://www.daiichihoki.co.jp>

※クレジットカードでもお支払いいただけます。  
※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。



第一法規 株式会社

本社  
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560



(616190) [1004]  
会社法務QA (616193) 2010.4.H1